

# 防災・危機管理調査特別委員会資料

(平成25年3月21日)

## [件名]

- 1 第3回鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例見直し検討委員会の開催結果について  
(危機管理政策課) … 1
- 2 平成24年度第3回原子力防災連絡会議の開催結果について  
(危機対策・情報課) … 3
- 3 平成24年度鳥取県島根原子力発電所防災訓練の実施状況について  
(危機対策・情報課) … 4
- 4 原子力災害対策指針の改定について  
(危機対策・情報課) … 8
- 5 原子力発電所に適用する原子炉の新安全基準の骨子案について  
(危機対策・情報課) … 10
- 6 島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等の改定に関する中国電力株式会社からの回答について  
(危機対策・情報課) … 11
- 7 鳥取県防災会議の開催及び鳥取県地域防災計画の修正について  
(危機管理政策課) … 17
- 8 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の作成について  
(危機対策・情報課) …別冊
- 9 中国電力株式会社及び人形峠環境技術センターの原子力事業者防災業務計画の協議結果について  
(危機対策・情報課) … 26
- 10 原子力防災に関する普及啓発の取組について  
(危機対策・情報課) … 28
- 11 島根原子力発電所における燃料集合体ウォータ・ロッド曲がりに係る調査結果について  
(危機対策・情報課) … 30
- 12 島根原子力発電所2号機蒸気タービン動翼取り付け部点検工事におけるひびの調査結果について  
(危機対策・情報課) … 33

危 機 管 理 局

## 第3回鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例見直し検討委員会の開催結果について

平成25年3月21日  
危機管理政策課

鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例が、平成21年7月3日に制定されて以降、本県では局地的な集中豪雨や大雨、豪雪、そして、全国的には東日本大震災という未曾有の災害を経験し、条例の見直し期間として定める3年を迎えたため、鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例見直し検討委員会を設置し、下記のとおり、第3回の鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例見直し検討委員会を開催したところ、その概要は以下のとおりでした。

### 記

#### 【第3回鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例見直し検討委員会】

- 1 日 時 1月29日(火) 午後2時30分から午後4時30分まで
- 2 場 所 鳥取県災害対策本部室(鳥取市東町一丁目271、鳥取県庁第2庁舎3階)
- 3 議 事
  - (1) 今後のスケジュールについて
  - (2) 第2回検討委員会までを踏まえた条例改正点について
  - (3) 条例改正のポイントについて検討スケジュールについて
- 4 委 員

役 職	氏 名	備考
放送大学鳥取学習センター所長	西田 良平	(会長)
弁護士	井木 博子	
鳥取県消防協会会长(琴浦町消防団長)	門脇 正人	
鳥取市若葉台地区自主防災会連絡協議会会长	山田 義則	
鳥取県女性防火防災連絡協議会会长	樋口 春子	
日野ボランティアネットワーク事務局	山下 弘彦	
鳥取県看護協会災害看護特別委員会委員	安藤 そのみ	
高齢社会をよくする会ネットワーク in とつとり会長	竹森 民枝	
鳥取県民生児童委員協議会 理事	廣田 富子	
鳥取県厚生事業団障害者支援センター相談員	篠津 洋一	
いんしゅう鹿野まちづくり協議会理事長	佐々木 千代子	
米子青年会議所理事長	永田 建吾	
鳥取市総務部防災調整監	堀 哲男	
日吉津村総務課長	高森 彰	

#### 5 概要

条例見直し検討委員会において、国の災害対策基本法（2次改正）の動きを注視し、主に以下の10の柱を中心に議論し、改正素案をまとめていくこととされた。

- ① 県民の応急対策への協力と自主的な被災者支援
- ② 事業所の地域貢献
- ③ 事業継続計画(BCP)の取組強化
- ④ 地震・津波に強いまちづくりの推進
- ⑤ 医療救護体制の整備（※前回（第2回委員会）において新たに議論があり、追加。）
- ⑥ 災害時要援護者支援体制の強化
- ⑦ 孤立地区発生の防止
- ⑧ 長期戦略で取り組む消防防災体制
- ⑨ 広域における避難・受入れ体制の整備
- ⑩ 県民の意識の醸成と県民運動への展開

#### (各委員の主な発言要旨)

- ・鳥取県は、東中西と3つの地域に分類され、3つが全て被災を受けるという可能性は非常に少ない。その場合、県内での助け合いで、県民がどう対応するのかという考えを条例の中に入れておくことが必要ではないか。
- ・事業所が地域貢献という形でどういう対応をしていくのかということを示すことが必要であり、それを条例に入れることにより、意識付けができる、協力してもらうことができる。
- ・災害が起きても継続しなければならない業務が事業所や自治体等にもあり、BCPをあらかじめ作っておくことは大変有効であり、明確に打ち出したほうがいい。
- ・災害・危機管理に強いまちづくりをする上でも、県民に徹底した防災訓練や防災教育というものを強調して欲しい。
- ・児童への教育だけではなくて、先生に対する教育もきちんとし、地域も含めた防災教育をしていく必要がある。
- ・東日本大震災では、助けに来られた方や支援に来られた方が一緒に亡くなるということがあり、避難するのは自分のためだけではなくて、助けに来てくれる人のためにも逃げましょうという啓発を考えいかないといけない。また、身の安全を守るために、支援をどこまでするのか、ある程度のルール化も必要ではないか。
- ・市町村では、普段からの地域での地域医療・地域福祉の連携が大事であり、細かいところでの市町村のケアが必要。また、避難所の運営は市町村にかかるため、市町村における医療救護体制も考えていく必要がある。
- ・避難所運営では、女性の参画も必要となってくる。
- ・一番は自助共助をいかにして育てるかということであり、いかに集落単位とか自治地区で防災意識を高めていくかというのが一番大事。

#### 6 今後のスケジュール

第3回検討委員会において、国の災害対策基本法2次改正の動きを踏まえ、今年度末に条例改正を行うとしたスケジュールを次のとおり変更することで了承。

- 1月29日 ○第3回検討委員会
- 2月～ (災害対策基本法2次改正の動きを踏まえた検討)
- 4月 ○第4回検討委員会
- 5月 ○パブリックコメント実施  
○パブリックコメントの公表  
○第5回検討委員会
- 6月 ○県議会への提案・審議
- 7月以降 ○改正条例公布・施行

※ 国の災害対策基本法見直しの動き等により、上記スケジュールは今後とも変更する場合がある。

## 平成24年度第3回原子力防災連絡会議の開催結果について

平成25年3月21日  
危機対策・情報課

福島第一原子力発電所で発生した原子力災害を踏まえた今後の島根原子力発電所に係る広域の原子力防災対策を連携して進めるため、2県6市の防災担当部局長による原子力防災連絡会議を設置しています。

今回、この会議に副知事・副市長も出席し、原子力規制庁と意見交換等を行いました。

〔※ 「原子力災害対策指針」において、UPZ内に複数の県が含まれる地域は、対策の整合を図るために、国が調整を行うとされている。〕

### 1 日時

平成24年12月27日（木）13：30～15：00

### 2 場所

島根県原子力防災センター（松江市殿町1番地）

### 3 参加者

- ・2県6市（防災担当部局長に加えて、副知事及び副市長）
- ・原子力規制庁（黒木慶英 原子力地域安全総括官）

### 4 内容

#### (1) 原子力規制庁からの説明事項

原子力災害対策指針、拡散シミュレーション等

#### (2) 意見交換内容等

##### ア 国の現状

- ・島根原子力発電所の防災対策については、他サイトに比べて周辺自治体間の連携が進んでいる。
- ・安定ヨウ素剤の投与、スクリーニングの技術的課題等は、国の検討が遅れている。

##### イ 主な意見交換内容

- ・原子力行政は、エネルギー政策の一環として国が責任を持って実施すべき
- ・原子力規制庁の主体性の発揮

避難における広域的な調整、輸送力の確保、省庁間調整、国地方機関の役割整理、災害時要援護者への配慮（避難手段の確保、搬送手段の確保等）等

⇒国の原子力防災会議において、スピード感を持ってやる。

- ・補正予算も活用した防災対策予算の支援

⇒認識しており、予算面でどれだけバックアップできるか検討したい。

- ・早期に原子力災害対策指針を示すべき

- ・一定の地域では、避難シェルターが必要（普段は体育館の利用など）

⇒PAZ避難では、一番影響を受けるところから段階的に避難するのが今回の指針の核心部分であり、5km圏内（PAZ）を中心に考える。

- ・各種事故調査報告書で事故原因の見解が異なる、統一すべきではないか

⇒事故炉の中が分からず、原因が何だったか廃炉していく過程で確認する。

- ・電力事業者との安全協定

各事業者任せではなく、国がガイドラインを示すべき

法制度で関係する自治体を位置づけ、関係自治体の意見をくみ上げる仕組み

- ・再稼働は、周辺自治体の意見はもとより、安全基準に基づき、政府が判断すべき

⇒規制委員会は、原子力発電所が安全であるかを審査する。

⇒地元の意見を聴いて稼働するプロセスはありうるが、原子力規制委員会は、経産省と切り離されており、稼働の判断の考え方をコメントしがたい。

##### ウ その他鳥取県からの要望

- ・鳥取県で拡散シミュレーション等の説明を要望 →1月22日（火）県庁で説明会

# 平成24年度鳥取県島根原子力発電所防災訓練の実施状況について

平成25年3月21日

危機対策・情報課

## 1 全般

米子市・境港市の住民232名の参加を得て、県として初めてとなる住民避難訓練やスクリーニング訓練等を含めた平成24年度鳥取県島根原子力発電所防災訓練を平成25年1月26日(土)に実施しました。

本訓練を通じて、特に住民の方々に対しては、一時集結所から、スクリーニング会場へのバスによる避難や、安定ヨウ素剤の予防投与、スクリーニング、簡易除染等の体験をしていただき、原子力防災全般に係る意識の向上を図ることができました。

また、情報通信設備の不備等、原子力防災体制上や住民避難実施上の課題を確認することができました。

## 2 目的

原子力防災体制見直しに合わせ、原子力緊急時における防災関係機関相互の連携による防災対策の確立及び防災業務関係者の防災技術の習熟を図るとともに、鳥取県広域住民避難計画(案)の検証を図る。

## 3 実施日時

平成25年1月26日(土)

(1) 訓練 7:00~13:00

(2) 原子力防災専門家会議での振り返り 13:45~15:00

## 4 主催

鳥取県側：鳥取県、米子市、境港市

島根県側：島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市

## 5 主要参加機関等

(1) その他の行政機関等

鳥取県警察本部、米子警察署、境港警察署、鳥取県教育委員会、鳥取県西部広域行政管理組合消防局、自衛隊鳥取地方協力本部、陸上自衛隊第8普通科連隊、米子市消防団、原子力規制庁島根原子力規制事務所、境海上保安部

(2) 地元組織

米子市富益地区自治連合会、境港市自治連合会、自主防災組織等

(3) 民間団体、企業

中国電力(株)、社会福祉法人こうほうえん、県薬剤師会等

合計 約20団体(鳥取県側の主催者を含む。)

## 6 実施場所

鳥取県庁、米子市役所、境港市役所、一時集結所(米子市内・境港市内)、スクリーニング会場(米子市内)、西部総合事務所、衛生環境研究所(EMC)、県営広域避難所(鳥取市内)、島根県庁、島根県原子力防災センター(OFC)、中国電力(株)島根原子力発電所、その他関係機関等

## 7 訓練想定

本部等運営訓練(初動対応訓練)及び本部等運営訓練に連動する独自訓練については、島根県と同一想定で実施した。

その他の独自訓練については、別想定(時間)で実施した。

## 8 訓練内容

(1) 本部等運営訓練(初動対応訓練(緊急時通信連絡訓練を含む。)) [島根県と合同]

(2) 緊急時モニタリング訓練 [島根県と一部合同]

- (3) 緊急被ばく医療活動訓練
  - ・スクリーニング検査及び簡易除染訓練
  - ・安定ヨウ素剤予防投与訓練
- (4) 住民の避難訓練
  - ・一時集結所からのバス避難
  - ・自家用車による避難
- (5) 災害時要援護者の避難訓練
- (6) 県営広域避難所開設訓練
- (7) 広報・情報伝達訓練

#### 9 参加人員数

区分	参加人数
行政関係及びその他の機関	381人
鳥取県職員	223人
米子市職員	50人
境港市市職員	55人
その他の機関	53人
地元住民	232人
米子市住民 (富益地区 125人)	125人
境港市住民 (外江地区28人 榎地区24人 余子地区24人 渡地区27人)	107人
計	613人

#### 10 訓練実施状況

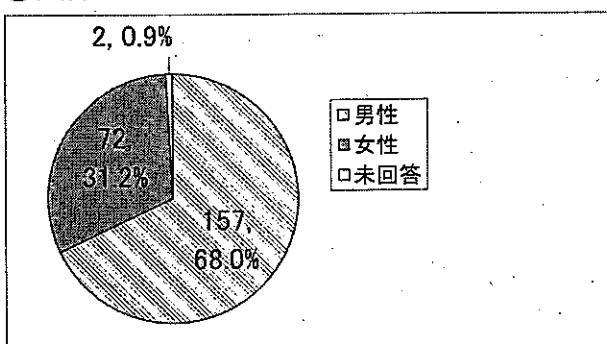
訓練等の区分	員 数
住民避難訓練 (徒歩:自宅から一時集結所まで)	232人
バス避難訓練 (一時集結所から米子南高まで)	228人
福祉車両・自衛隊車両による要援護者避難訓練 (一時集結所から米子南高まで)	4人
マイカー避難訓練 (境港市から米子南高まで)	40人 (公用車40台)
スクリーニング訓練 (米子市、境港市住民、災害時要援護者4人含む。)	232人
スクリーニング (マイカー避難者)	15人
健康相談	5人
簡易除染・二次スクリーニング訓練	5人
原子力防災研修受講者	232人
一時集結所安定ヨウ素材投与訓練 (米子市、境港市住民)	26人
マイカー避難者安定ヨウ素材投与訓練	6人
アンケート回答者	231/232人
県営広域避難所開設訓練	10人
福祉施設 (要援護者) 避難訓練	24人

## 1.1 アンケート結果

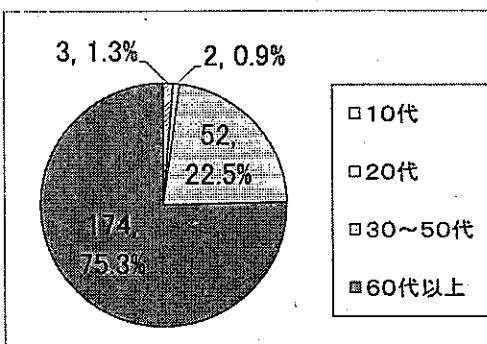
(1) 回答者 避難訓練に参加した住民 231名 (米子市:125名、境港市:105名、未回答:1名)

(2) アンケート結果集計

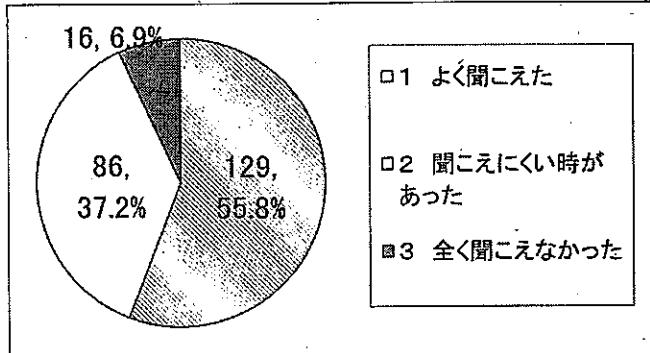
①性別



②年代



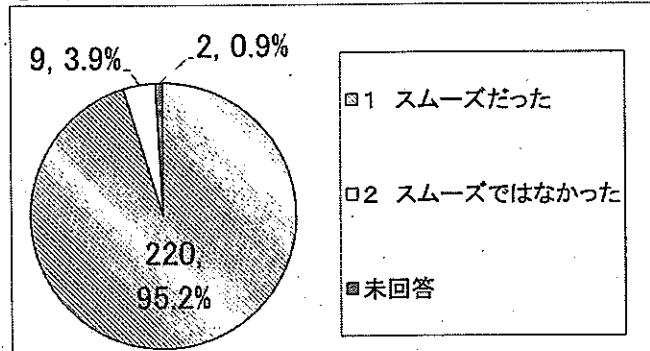
③防災無線・広報車による広報は聞こえたか



### 【主な意見】

- ・強風や風向きが悪く聞こえなかった
- ・窓を閉め切っており冬場はいつも聞きにくい
- ・近くに放送施設がない
- ・日常でも聞こえない。施設の点検、増数をお願いしたい等

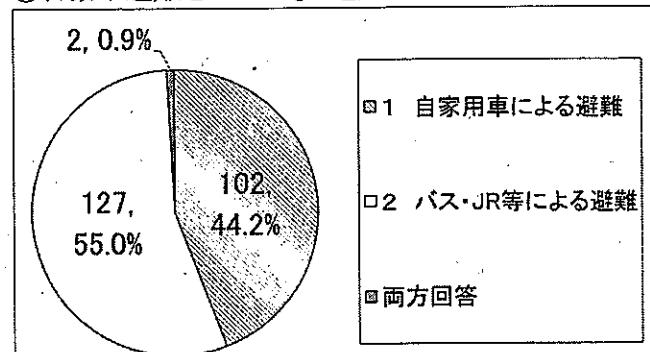
④避難行動はスムーズに行えたか



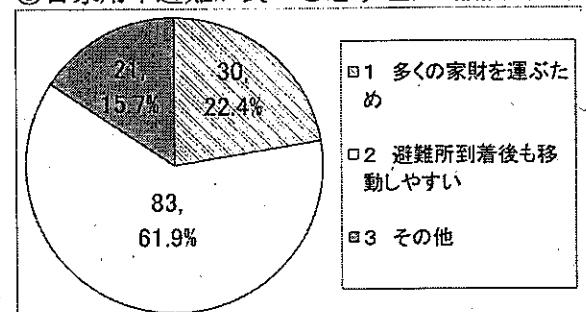
### 【主な意見】

- ・誘導が適正に行われた。
- ・事前に解っていたから
- ・少しば（日頃から）準備しておいたから
- ・聞こえなかっただけど9時に家を出ました。
- ・まだ短縮は出来る。バスの乗り降り等
- ・スムーズかスムーズでないか基準が解らない
- ・バスの駐車がすぐできなかつた
- ・第一次集合所に避難バスが来ていたが、実際は迎えはなかなか来てももらえないだろうと思った。等

⑤自動車避難とバス・JR避難のどちらが良いと思うか



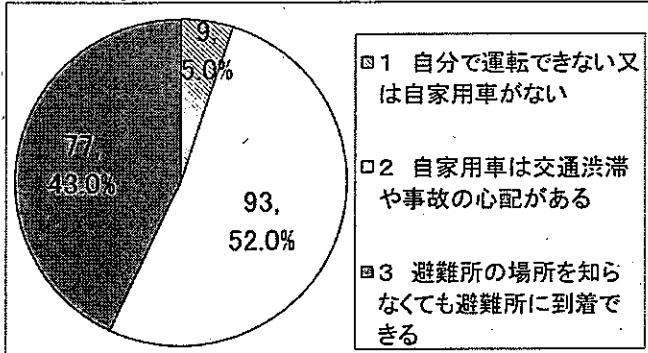
⑥自家用車避難が良いと思う理由 (複数回答可)



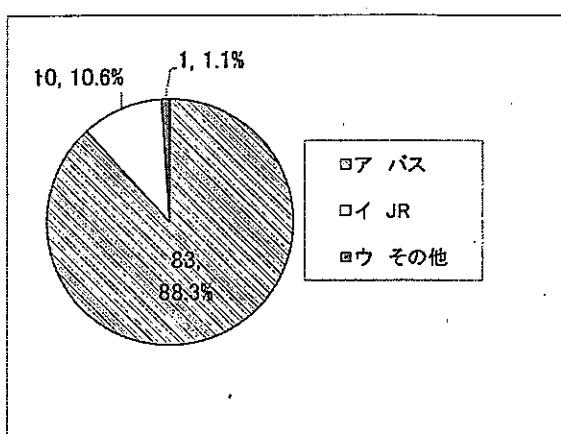
### 【その他理由】

- ・素早く避難ができる
- ・待たされる時間が少ないとと思う
- ・徒歩移動が困難な高齢者が家族にいる
- ・県外に避難予定だから（県外の方が安全と思う）
- ・他人からの被ばくが少ない
- ・バスの場合、時刻、ルートが分からぬ
- ・バス停、JRから遠い 等

⑦バス・JR 等避難が良いと思う理由（複数回答可）



⑧実際に使いたい公共交通手段（⑤でバス・JR等による避難を選択した者のみ回答）



(3) アンケート意見（主なもの）

【感想型意見】

- 訓練を実施することは意義がある。1人でも多くの方が体験する機会を増やして防災意識の向上につなげてほしい。
- あわてて避難しなくてもよいということが理解できた。
- 今回の訓練に参加してよかったです。
- 今日の訓練は大変ためになった。
- 地域の安全・安心には、先ず住民が知識を持つことと訓練することが大切だ。

【課題提案型意見】

- 実際は訓練のようにうまくいかないのではないかと思う。具体的なシミュレーションを各家庭単位で考えなければと思った。
- 老人、身体の不自由な方々について、行政の考え方についての説明がほしかった。
- 初めての体験でもあり、スムーズに移動ができたが、いざ災害が発生した時には今日のように落ち着いて行動ができないのではないか。
- バスで移動したが、実際に起きたときはバス等の手配ができるのか、どの位の時間で移動できるか心配。

## 原子力災害対策指針の改定について

平成25年3月21日  
危機対策・情報課

平成25年10月31日に原子力規制委員会において新たに指針が策定された。

当該指針で検討課題とされていた事項について、その後検討した結果等を踏まえ、2月27日の原子力規制委員会において、①原子力災害事前対策の在り方、②緊急被ばく医療の在り方、③緊急時モニタリング等の在り方のうちSPEEDIの活用方法、④東京電力株式会社福島第一原子力発電所への対応等について改定された。

### 1 改定の主な内容

#### (1) 原子力災害事前対策

##### ○緊急時における判断及び防護措置実施基準の具体化

- ・初期対応段階における緊急事態を、「警戒事態（原子力規制委員会マニュアルに規定する特別警戒事象）」「施設敷地緊急事態（原災法10条）」「全面緊急事態（原災法15条）」に区分し、各区分を判断する際の施設の状況（EAL：緊急時活動レベル）の考え方及び区分に応じた主な防護措置を記載。
- ・全面緊急事態に発展した後、放射性物質が環境中に放出された後の適切な防護措置の判断基準となる空間放射線量率等（OIL：運用上の介入レベル）の考え方及びその際の主な防護措置を記載。

※ たとえば、 $20 \mu\text{Sv}/\text{h}$ が安定的に計測されれば、避難を行う

#### (2) 被ばく医療

##### ○被ばく医療体制の整備

- ・平時及び緊急時の救急、災害医療組織を最大限に活用するとともに、周辺地方公共団体を含む広域の医療機関が連携することなどについて記載。

##### ○安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

- ・PAZ域内については住民等への事前配布の導入、PAZ域外については地方公共団体による備蓄等を行うことなどについて記載。

##### ○スクリーニングの実施体制の整備

- ・内部被ばくの抑制、皮膚被ばくの低減、汚染拡大の防止などのための避難所等における具体的な体制などについて記載。

#### (3) SPEEDIの活用について

- ・放射性物質の放出状況の推定や気象予測の結果を防護措置の実施等の参考情報に活用することについて記載。  
→ SPEEDIによる「予測的手法」ではなく、緊急時モニタリングの結果等の計測できる指標に基づき防護措置（避難等）を行う。

## 2 引き続き今後の検討課題とされた事項

① 原子力災害事前対策の在り方	<ul style="list-style-type: none"> <li>実用発電用原子炉以外に係る緊急事態区分及びE A Lの在り方</li> <li>IAEAが公表する導出過程に基づく包括的判断基準からの<u>O I Lの算出</u>、O I Lの初期設定値の変更の在り方や放射線以外の人体への影響も踏まえた総合的な判断に基づく<u>O I Lの設定</u>の在り方</li> <li><u>ブルームの影響を考慮したP P Aの導入</u>や実用発電用原子炉以外の原子力災害対策重点区域の範囲</li> </ul>
② 緊急時モニタリング等の在り方	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時と平常時に分けたモニタリング計画の策定、O I Lの変更手順、線量評価の手順、事前準備の在り方</li> </ul>
③ オフサイトセンターの在り方	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>実用発電用原子炉以外のオフサイトセンター</u>の在り方</li> </ul>
④ 緊急被ばく医療の在り方	<ul style="list-style-type: none"> <li>U P Z以遠における安定ヨウ素剤の投与の判断基準としてのE A LやO I Lの整備、避難や屋内退避等の防護措置との併用の在り方、投与に関する責任の明確化、事前の配布や備蓄・補充等の手法等</li> </ul>
⑤ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う被ばく線量の管理の実態等を踏まえた緊急時被ばく状況から現存被ばく状況・計画的被ばく状況への移行に関する考え方・除染・健康管理等の在り方、特定原子力施設指定を受けたことによるリスク評価等を踏まえた、原子力災害対策上留意すべき事項、町外コミュニティができた場合の災害対策の在り方等</li> </ul>
⑥ 地域住民との情報共有等の在り方	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な防災対策の計画及び実施を実現するため、住民の理解や信頼を醸成するための情報を定期的に共有する場の設定等</li> </ul>

# 原子力発電所に適用する原子炉の新安全基準の骨子案について

平成25年3月21日  
危機対策・情報課

2月6日、原子力規制委員会は、原子力発電所に炉心溶融のような過酷事故に対する多重の備えを義務付ける新しい安全基準の骨子案をまとめ、パブリックコメント（2月7日～25年2月28日）を実施。今後4月頃までに安全基準案をとりまとめ、7月頃に正式決定される予定です。

※改正された原子炉等規制法により、7月の決定（公布・施行）が決められている。

## 1 概要

骨子案では、重大事故で格納容器内の圧力が高まった際に放射性物質を除去しながら排気する「フィルター付きベント」の設置が盛り込まれたほか、航空機衝突などのテロや大規模な自然災害にも対応できるよう原子炉の冷却設備や第2制御室を備えた「特定安全施設」の設置を求めることが柱。

	主な対策	島根原発（主な対応状況）
津 波	・原発ごとに基準津波を設定 津波の恐れがある原発は防潮堤などを整備	中国電力の自主基準に基づく 防潮堤がH25完成予定
地 震	・活断層の定義（過去13万年前）を拡大、疑わしい場合は40万年前までの地層を調べる。 ・活断層の真上に原子炉などは建てられない。	直下の活断層はないが、宍道 断層の扱いは不明
電 源	・可搬式代替設備の設置 ・送電ルートの多重化 ・電源の多様化	電源車一部購入済
重 大 事 故	・原子炉を遠隔操作で冷やす「第2制御室」の設置。 ・非常時の冷却装置 ・フィルター付きベント装置 ・燃料プール、格納容器の外部からの冷却用「屋外放水設備」の設置	1～3号機フィルター付きベントなし ※2号機はH27までに完成予定
火 災	・ケーブル等の不燃化	1号機は難燃性でない
そ の 他	・テロ対応等の第2制御室	なし

## 2 島根原子力発電所の対策と現状

大規模工事を伴う物は、一定の猶予期間が設けられる見込みだが、フィルター付ベント、原子炉のケーブルの難燃性化等については、島根原子力発電所のBWR（沸騰水型）については、猶予期間が設けられない見通し。

⇒重要免震棟は平成26年度運用開始予定

⇒フィルター付ベントは2号機がH27年度までに整備予定、1号機は検討中

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等の改定に関する  
中国電力株式会社からの回答について

平成25年3月21日  
危機対策・情報課

島根原子力発電所の安全協定の改定については、協定に基づき協議会を設置し、米子市及び境港市とともに中国電力と協議を行ってきたところですが、3月15日に中国電力株式会社の松井取締役副社長ほかが来庁され、別紙のとおり回答がありました。

なお、米子市、境港市に対しても同日に回答が行われました。

1 日 時

平成25年3月15日（金）午後4時～午後4時30分

2 場 所

鳥取県庁第4応接室

3 出席者

(1) 中国電力株式会社

取締役副社長 松井三生、島根原子力本部副本部長 長谷川千晃、鳥取支社副支社長 清水茂  
(2) 鳥取県

鳥取県知事 平井伸治、危機管理局長 城平守朗

4 回答の主な内容

(1) 総括

協定の改定については、引き続き協議を継続となつたが、運用面については、立地自治体並みとなつたことを文書で確認した。

(2) 安全協定の改定に関する申し入れに対する回答

- ・協定の改定については、継続協議とさせていただきたい。
- ・法令及び協定の運用については、立地自治体と同様の対応で、誠心誠意取り組ませていただく。

(3) 協定等の運用に係る確認事項

- ・現地確認を行う職員に、鳥取県原子力防災専門家会議の委員は含まれる。
- ・立入検査に対しては、真摯に対応を行うとともに、鳥取県が立入検査を行う場合、米子市及び境港市の職員は現地確認として同行することができる。
- ・鳥取県の原子力防災対策（モニタリング、スクリーニング等）には、可能な限り協力する。等

5 これまでの経緯

- ・平成23年12月25日 「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」締結
- ・平成24年11月1日 協定改定の申入れ  
　知事・米子市長・境港市長→苅田社長・中国電力本社（広島）
- ・平成24年11月20日 第1回協議会  
　立地県・市並の協定内容への改定4項目を提示（計画等の事前了解、立入調査、措置の要求、核燃料物質等の輸送情報）
- ・平成25年1月23日 第2回協議会  
　現協定の実効性確保のための運用面での内容確認（県専門家会議委員の現地確認、広報等）
- ・平成25年3月6日 統轄監による協議進捗状況の確認と協定改定の申入れ  
　（県庁、古林島根原子力本部長）
- ・平成25年3月13日 副知事、米子市（水道事業管理者）及び境港市（副市長）による中国電力本社（広島）への協定改定の申入れ

(写)

島原本企第4号  
平成25年3月15日

鳥取県知事  
平井伸治様

中国電力株式会社  
取締役社長  
苅田知英

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の  
改定に関する申入れについて（ご回答）

平素より島根原子力発電所の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成24年11月1日、貴県、米子市および境港市より、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）第19条の規定により、安全協定を立地県・立地市並の協定に改定するよう申入れをいただいておりますが、今後も誠意をもって協議を継続させていただきたいと考えておりますので、何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

当社といったしましては、鳥取県民の皆様の安全の確保及び環境の保全を図るという安全協定の目的は、立地自治体と同じものであり、安全協定の運用におきましては立地自治体と貴県と同様の対応を行ってまいります。

また、原子力災害対策特別措置法におきましては、貴県が立地県と同等の権限を有していることから、当社は同法にもとづき立地県と同等の対応を行ってまいります。

当社は今後とも鳥取県民の皆様の安全・安心のため、安全協定の誠実な運用を行ってまいりますので、引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上

(写)

島原本企第7号  
平成25年3月15日

鳥取県知事  
平井伸治様

中国電力株式会社  
取締役社長  
苅田知英

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等の運用に係るご確認事項について（ご回答）

平成25年1月23日に開催されました「第2回島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会」におきまして、貴県、米子市および境港市よりご確認のありました島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）等の運用に係るご確認事項につきまして、別紙のとおりご回答申し上げます。

（別紙）安全協定等の運用に係るご確認事項へのご回答

以上

## 安全協定等の運用に係るご確認事項へのご回答

ご確認いただきました事項につきまして、下記のとおり了承し協力するものといたします。

なお、具体的な実施方法等につきまして詳細協議のうえ、対応いたします。

## 1. 専門家会議委員による現地確認

## 【ご確認事項】

安全協定第11条第1項に定める現地確認することができる職員に、鳥取県原子力防災専門家会議委員は含まれる。

## 【ご回答】

鳥取県が委嘱される鳥取県原子力防災専門家会議の委員につきましては、現地確認することができる鳥取県の職員として対応いたします。

## 2. 「立入検査」の運用確認

## 【ご確認事項】

原子力災害対策特別措置法第32条に規定する立入検査の運用について確認する。

## 1. 概要

鳥取県は、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第32条の規定に基づき、原災法の施行に必要な限度において、その職員を島根原子力発電所に立入検査させるときは以下の項目について行うものとする。

## 2. 主な想定検査項目

主な想定検査項目について以下のとおりとして検査を行う。

- (1) 原子力事業者防災業務計画（原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策など）の履行状況等（原災法第7条）
- (2) 原子力防災組織の設置状況（原災法第8条第1項）
- (3) 原子力防災要員の配置状況（原災法第8条第3項）
- (4) 原子力防災管理者等の状況（原災法第9条第1項、第3項）
- (5) 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備（原災法第11条第1項、第2項）
- (6) その他原子力防災対策に必要な事項（原災法第3条）

## 3. 運用等

鳥取県は、立入検査の結果、鳥取県が行う原子力防災対策に関する事務のため、必要があると認める場合には、中国電力株式会社に対して、適切な履行を求めるものとする。

### 【ご回答】

原子力規制庁において確認された検査項目等であり、法令に基づく立入検査として留意し、真摯に対応いたします。

なお、貴県がこの立入検査を行う場合、米子市および境港市の職員は安全協定第11条第1項に基づく現地確認として同行することができます。

立入検査の詳細の運用につきましては、今後ご検討、ご協議のうえお知らせいただきますようお願ひいたします。

## 3. 原子力安全文化の育成

### 【ご確認事項】

島根原子力発電所の安全文化の育成に当たっては、万が一事故が起これば、避難や健康被害等に対して不安を抱く周辺地元住民の気持ちを察して育成に努めてもらいたい。このため、たとえば、中国電力の自主的取組である原子力安全文化有識者会議などへ地元代表をいれるなどして、住民の声を反映してもらいたい。

### 【ご回答】

当社における原子力安全文化醸成にあたりましては、住民の方々のご意見もお聞きしながら進めていくことは大変重要なことと考えております。

原子力安全文化有識者会議は社外有識者を中心に第三者の視点から提言をいただいているものであり、今後、委員構成の見直しを行う場合には、鳥取県内からも委員を選任することといたします。

## 4. 県民への広報について

### 【ご確認事項】

広報の目的と理念を共有し、それに基づき事務レベルで広報・情報伝達に関する運用を今後詰める。

#### <共有理念（案）>

中国電力が発信する島根原子力発電所に関する情報について、県民の安心感と信頼感が得られ、安全安心に繋がるよう、県民に正確な情報提供を行うことが重要である。

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の締結により、すべてに優先する安全確保の範囲が鳥取県内の周辺地域住民にも拡大されたことを踏まえ、中国電力が報道機関へ情報提供する際には、鳥取県内においても島根県内と同時に資料提供するなど、両県民が同様に情報提供を受ける手段を確保するようつとめるものとする。

**【ご回答】**

住民の皆様の安心感と信頼感が得られ、安全安心に繋がるよう、ご提案いただいた理念を共有し、正確かつ確実な情報提供に努めてまいります。具体的な運用につきましては事務レベルで協議してまいります。

**5. 原子力防災対策への協力**

**【ご確認事項】**

安全協定は、県民の安全確保等を目的とするが、安全は防災との両輪であり防災が欠落した安全はあり得ない。原子力事業者が、原子力災害対策について大きな責務を有している。

協定の実効性を確保し、地域防災計画へ反映する。

**【ご回答】**

原子力事業者として、原子力災害対策に大きな責務を有していることは当然であり、地域防災計画をはじめとした原子力防災対策には、可能な限り協力させていただきます。

協力の具体的な内容（モニタリング、スクリーニング、情報伝達等）につきましては、引き続き協議をさせていただきますようお願いいたします。

以 上

# 鳥取県防災会議の開催及び鳥取県地域防災計画の修正について

平成25年3月21日  
危機管理政策課

鳥取県防災会議を下記のとおり開催し、鳥取県地域防災計画について修正案を審議の上、修正を行いました。

## 記

### 1 日 時

平成25年3月18日（月）午後4時から4時35分まで

### 2 場 所

鳥取県庁講堂（鳥取市東町一丁目220）

### 3 出席者

- (1) 会長 鳥取県知事
- (2) 委員 64名（うち出席委員48名）

※鳥取県防災会議委員については別紙の委員名簿を御参照ください。

### 4 議題

- (1) 鳥取県地域防災計画の修正について
- (2) その他報告事項

### 5 鳥取県地域防災計画の修正概要

別紙のとおり

#### 【参考】都道府県防災会議

災害対策基本法（以下「法」という。）第14条に基づき都道府県防災会議が設置される。

##### (1) 委員構成

- ・会長 都道府県知事（法第15条第2項）
- ・委員（法第15条第5項各号に規定）

1号委員	当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員
2号委員	当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長
3号委員	当該都道府県の教育委員会の教育長
4号委員	警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長
5号委員	当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者
6号委員	当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者
7号委員	当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者
8号委員	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから当該都道府県の知事が任命する者

##### (2) 所掌事務（法第14条第2項に規定）

- ・都道府県地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- ・都道府県知事の諮問に応じて当該都道府県の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること及び都道府県知事に意見を述べること。
- ・当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に關し、当該都道府県並びに関係指定地方行政機関、関係市町村、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。
- ・上記に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

**平成24年度鳥取県防災会議 出席者名簿**

役職	根拠法 (災害対応基盤基本 法)	区分	機関名	職名	委員氏名	出欠又は 代理出席者
会長	第15条 第2項	知事	鳥取県	知事	平井 伸治	出席
委員	第15条 第5項 第1号	指定地方行政機関	中国管区警察局	局長	江原 伸一	欠席
			中国財務局鳥取財務事務所	所長	藤原 暢人	管財課主任国有財産管理官 波田 英之
			中国四国厚生局	局長	川尻 良夫	欠席
			中国四国農政局	局長	國弘 実	鳥取地域センター 総括農業務管理官 糸賀 佳宏
			近畿中国森林管理局	局長	前川 泰一郎	鳥取森林管理署 総務課長 後藤 和久
			中国経済産業局	局長	若井 英二	欠席
			中国四国产業保安監督部	部長	佐藤 公一	出席
			中国運輸局	局長	小橋 雅明	鳥取運輸支局長 今谷 三明
			大阪航空局美保空港事務所	空港長	竹谷 節夫	欠席
			第八管区海上保安本部	境海上保安部長	富崎 直仁	出席
			大阪管区気象台鳥取地方気象台	台長	楠木 英典	出席
			中国総合通信局	局長	木村 順吾	防災対策推進室 課長補佐 熊野 健策
			鳥取労働局	局長	矢澤 由宗	出席
			中国地方整備局	局長	戸田 和彦	企画部防災課 防災課長 元山 効
委員	第15条 第5項 第2号	陸上自衛隊	中国四国防衛局	局長	水谷 知生	米子自然環境事務所 所長 甲斐 茂
			陸上自衛隊 第8普通科連隊	連隊長	渡邊 一浩	欠席
			鳥取県教育委員会	教育長	渡邊 茂和	副連隊長 有木 通博
			鳥取県警察本部	教育長	横濱 純一	出席
			鳥取県職員	警察本部長	山㟢 正利	出席
			鳥取県	副知事	藤井 喜臣	出席
				福祉保健部長	林 由紀子	出席
			市町村及び消防	会長	石 操	鳥取市 防災調整監 堀 哲男
			鳥取県市長会	会長	桑名 強	参事 進木 克祐
			鳥取県町村会	消防局長	門脇 正人	出席
委員	第15条 第5項 第6号	市町村及び消防	鳥取県西部広域行政管理組合消防局	会長	竹内 功	出席
			公益財団法人鳥取県消防協会	会長	杉岡 美智子	出席
			西日本電信電話株式会社 鳥取支店	会長	中田 昌浩	欠席
			日本郵便株式会社 鳥取中央郵便局	会長	大石 正人	欠席
		指定公共機関	日本銀行 鳥取事務所	所長	角田 直行	保全サービス事業部 特定専任役 桑原 典和
			西日本高速道路株式会社 中国支社	支社長	横山 佳史	欠席
			西日本旅客鉄道株式会社 米子支社	米子支社長	井藤 美智子	鳥取支店 総務係長 有富 修治
			日本通運株式会社	総務課長	森前 茂彦	出席
			中国電力株式会社	執行役員鳥取支社長	平木 光子	出席
			日本放送協会 鳥取放送局	企画総務専任主管	小山 和子	鳥取放送局 総務課課長 船越 久登
			日本赤十字社	鳥取赤十字病院看護部長		

平成24年度鳥取県防災会議 出席者名簿

役職	報道法 災害防 災基本 法	区分	機関名	職名	委員氏名	出欠又は 代理出席者
委員	第15条 第5項 第7号	指定地方公共機関	社団法人鳥取県トラック協会	専務理事	福田 正俊	出席
			社団法人鳥取県バス協会	専務理事	宇山 秀人	出席
			鳥取瓦斯株式会社	執行役員供給保安チーム部長	清水 博文	出席
			社団法人鳥取県エルピーガス協会	主事	森田 明美	出席
			株式会社 新日本海新聞社	編集制作局報道部係長	植田 紀子	欠席
			日本海テレビジョン放送 株式会社	編成営業局次長	森谷 祐子	欠席
			株式会社 山陰放送	執行役員テレビ局局長	安田 隆生	出席
			株式会社 山陰中央新報社	鳥取総局長	佐々木 紀行	欠席
			山陰中央テレビジョン放送 株式会社	報道制作局制作部専任副部長	原 聰子	欠席
			社団法人鳥取県医師会	常任理事	清水 正人	事務局長 谷口 直樹
			社団法人鳥取県看護協会	理事	戸田 芳美	出席
委員	第15条 第5項 第8号	自主防災組織	鳥取市自主防災会連合会	会長	武田 恒明	出席
			日吉津村海川自治会	(前)海川自治会長	池口 伸之	出席
			石井婦人消防クラブ	副会長	世良田 好美	出席
	学識経験者	学識経験者	わかば台保育園	後援会(元)理事	森田 利佳	出席
			日本赤十字鳥取県支部	赤十字奉仕団指導講師	山内 都子	出席
			鳥取市鹿野町総合支所	副支所長	米田 洋子	出席
			JAとっとり女性協議会	会長	引田 安子	出席
			鳥取大学大学院工学研究科	教授	裕見 吉晴	出席
			一般社団法人鳥取県助産師会	会長	本家 勇子	出席
			鳥取県連合婦人会	常任委員	佐々木 ちゑ子	出席
			鳥取県ろうあ団体連合会	事務局次長	諸家 紀子	欠席
			鳥取県老人クラブ連合会女性委員会	委員長	相見 寿子	出席
			鳥取県社会福祉協議会	理事	中川 容子	出席
			鳥取県民生児童委員協議会	理事	石田 千恵子	欠席
			日野ボランティア・ネットワーク	副会長	田口 郁江	欠席
			鳥取大学大学院工学研究科	准教授	浅井 秀子	出席
			鳥取県商工会女性部連合会	会長	秋田 寿江	出席
			鳥取県建築士会	理事	山崎 優子	欠席
			鳥取県観光連盟	理事	赤澤 悅子	出席

# 鳥取県地域防災計画の修正概要について

## ◆鳥取県地域防災計画の修正方針

### 《主な修正の観点》

- 1 東日本大震災の教訓を踏まえた修正を行います。
  - ①東日本大震災の主な特徴の一つである津波災害について、本県における津波の被害想定の見直し結果及び対策を県地域防災計画に反映させます。
  - ②東日本大震災の主な特徴の一つである原子力災害について、国の原子力災害対策の見直しを踏まえた県の原子力災害対策の内容を県地域防災計画に反映させます。
  - ③東日本大震災での教訓、及びその支援により得られた経験により災害対策の見直しを行った内容を県地域防災計画に反映させます。
    - 例)・東日本大震災での災害時医療の教訓を踏まえた、災害時医療体制や広域搬送についての見直し内容の反映
    - ・東日本大震災でのカウンターパート制による被災地支援の経験等を踏まえた、自治体間の広域支援体制の見直し内容の反映
- 2 東日本大震災等を踏まえて行われた国の災害対策基本法の改正（平成24年6月27日）や防災基本計画の見直し（平成23年12月27日、平成24年9月6日）内容を県地域防災計画に反映させます。
- 3 豪雪等、近年の災害対応により災害対策の見直しを行った内容を県地域防災計画に反映させます。

## ◆鳥取県地域防災計画の修正概要

### 1 東日本大震災の教訓の反映

#### (1) 津波対策の見直し

①これまで震災対策編に位置付けられていた津波災害対策を「津波災害対策編」として新設するとともに、平成23年度に実施した鳥取県津波対策検討委員会での被害想定の見直しや新たな被害想定に基づく対策の拡充（津波危険地域の把握、津波避難体制の整備、津波に関する知識の普及啓発等）、津波防災地域づくり法への対応について記載しました。

②平成25年3月7日から新しい津波警報の運用が開始されたことに伴う津波警報の改善内容を県地域防災計画に反映させました。

③国土交通省管理の河川・海岸における水防警報（津波）の発令、その際の水防作業時の留意事項及び樋門の管理について記載しました。

#### (2) 原子力災害対策編の全面修正（別途）

#### (3) 災害時医療救護活動体制の見直し

①「鳥取県災害医療活動指針」の策定に伴う災害時の医療救護活動体制の見直し内容を記載しました。

##### 《主な修正項目》

- ・災害時に各関係機関の医療救護活動を調整する災害医療コーディネートチームの体制整備
- ・DMA T県調整本部の設置
- ・医薬品の備蓄・供給体制の見直し
- ・傷病者の広域搬送体制の整備（広域搬送拠点（SCU）の設置運営、設置運営に協力する医療機関の指定、医療資機材等の整備等）

#### (4) 東日本大震災を踏まえた避難所設置・運営等の見直し（女性への配慮等）

- ①避難場所における生活環境への留意や女性や子育て家庭等様々な主体のニーズに配慮した運営など、東日本大震災での避難所生活での課題や教訓を踏まえた見直し事項について記載しました。

##### 《主な修正項目》

- ・避難所機能・運営基準の策定に当たっての女性や子育て家庭等のニーズを踏まえた対応、女性の悩み・暴力被害者支援等の窓口の周知への留意
- ・東日本大震災で不十分であった、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難場所における安全確保など、女性や子育て家庭等のニーズに配慮した避難場所の運営
- ・避難場所における高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した施設設備の整備、避難場所での備蓄スペース等の整備
- ・子どもの心のケアへの配慮として、プレイスペースの設置
- ・食事、トイレ、プライバシー確保、暑さ・寒さ対策等の避難場所の生活環境への留意
- ・避難所外で生活する避難者情報の把握
- ・避難が長期化する場合についての対応（旅館ホテル、公営住宅、民間賃貸住宅等の活用）

#### (5) 自治体の広域防災体制の整備

- ①大規模広域的災害に備え、応援活動や受援活動が速やかに実施されるよう自治体間の応援・受援体制の整備について記載しました。また、平成23年度に実施した徳島県や中国5県等との災害時等における応援協定の改定を踏まえた応援・受援体制（カウンターパートや広域支援本部の設置）の見直し内容を記載しました。

- ②同時被災を避ける観点から、市町村においても遠方の自治体との協定の締結に努めることを記載しました。

#### (6) 災害時通信手段対策

- ①東日本大震災では災害時の通信手段が教訓となったことから、衛星携帯電話の整備の促進について記載しました。

#### (7) 災害時のヘリコプターの対応体制

- ①支援活動等を行うヘリコプターが安全かつ有効に活動できるようにするためのヘリコプターの運用調整（ヘリコプター運用調整会議の設置）や、緊急消防援助隊調整本部やDMAT調整本部等からのヘリコプターの活動要請に対する対応可能なヘリコプターの活動調整や安全運行の確保等を行う運用調整体制（ヘリコプター運用調整班の設置）について記載しました。

#### (8) 業務継続計画について

- ①東日本大震災においては自治体の職員や庁舎自体の被災による行政機能の喪失や低下、企業活動の停止や中断等により災害復旧や被災者支援が迅速に行えなかつたことから、現在、オール鳥取県で取り組んでいる「鳥取県版業務継続計画（BCP）策定推進に関する基本方針」に基づく、県、市町村、医療機関、福祉施設、企業でのBCP策定推進について記載しました。

#### (9) 住民への情報伝達について

- ①東日本大震災を踏まえ、避難指示等において緊急性や危機感を住民へ正しく伝えるための伝達手段の整備・実施について記載しました。

### 2 東日本大震災を踏まえた国の災害対策基本法の改正や防災基本計画の修正事項の反映（上記以外）

- ①過去に起こった大災害の教訓や災害文化を後世に伝えるための資料の収集・整理・保存・公開について記載しました。

- ②災害対策基本法の改正に伴う県防災会議の位置付けの変更（防災会議の役割の一つであった災害応急対策業務がなくなり、平時において県地域防災計画の修正や地域の防災に関する重要な審議等を行う諮問機関とされたこと）による所掌事務の変更について記載しました。
- ③災害時要援護者の状況把握のため、市町村においては地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら平時からの把握について記載しました。
- ④大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、広域一時滞在について記載しました。
- ⑤津波や原子力災害等が同時に起こる複合災害発生時に対策本部が複数設置される場合、要員の配置や業務分担の調整、合同会議の開催に努めることを記載しました。
- ⑥消防職員等の救助・救急・消火活動を実施する機関における職員の惨事ストレス対策の実施について記載しました。
- ⑦食糧や衣料生活関連物資については市町村の状況把握が困難で、市町村からの要求を待つことまがないと認められるときには県は要求を待つことなく輸送を行うことを記載しました。
- ⑧応急仮設住宅における心のケア、入居者のコミュニティの形成について記載しました。
- ⑨広域避難の際の、避難元と避難先自治体が被災者の所在地等の情報を共有する仕組みの円滑な運用・強化について記載しました。
- ⑩被災者生活支援情報について紙媒体での情報提供の実施等適切な情報提供の実施及び居住地外の市町村への避難者に対する必要な情報・支援・サービスの提供体制の整備について記載しました。
- ⑪暴力団等の復旧・復興事業への参入の実態把握と排除について記載しました。
- ⑫復興計画作成における地域コミュニティの維持・回復への配慮について記載しました。

### 3 近年の災害対応を踏まえた防災対策の見直しの反映

- ①防災情報の集約・住民への情報提供の体制強化について記載しました。  
《主な修正項目》
  - ・県による平素からの能動的な防災・危機管理情報の収集・整理、市町村との情報共有、住民への必要な情報の適時提供体制の整備
  - ・県災害情報センターにおける情報の整理・分析
  - ・あんしんトリピーメール、鳥取県公式サイト、ツイッター、緊急速報（エリア）メール、災害情報ダイヤル、J－ALERT及び防災行政無線等による情報の24時間適時に住民へ情報提供できる体制の整備
- ②豪雪時の迂回路の設定、優先除雪、道路情報の収集について記載しました。
- ③地震防災対策特別措置法に基づく鳥取県震災対策アクションプランの策定（平成22年度）を踏まえ、見直し後の被害想定やプランで掲げた減災目標を達成するための対策等について記載しました。
- ④総務省消防庁の火災・災害等即報要領の報告基準の改正内容（報告対象に強風や竜巻などの突風の追加、社会的影響度の高い救急・救助事故が追加されたことなど）を反映しました。

⑤土砂災害防止法の改正に伴う、重大な土砂災害が急迫している状況における対応及び住民等への緊急調査結果に基づく情報等の周知を記載しました。

⑥水防計画における、異常気象時や災害時の水防配備体制について、時期や段階による体制の見直しについて記載しました。

⑦防災教育の推進にあたり、学校における児童等への防災教育の充実と、教員を対象とした専門的な知識・技能の習得や向上の実施（教員向け防災研修会、教職員による児童等の発達段階に応じた防災教育等の実施）について記載しました。

(参考)

## 鳥取県防災会議について

平成 25 年 3 月 21 日／危機管理政策課

平成 24 年 6 月 27 日に災害対策基本法の一部が改正され、都道府県防災会議の委員に「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから知事が任命する者」が加えられたことに伴い、鳥取県防災会議委員の見直しを図った。

### 〔鳥取県防災会議委員の構成〕

会長	知事	1名	
委員 (災害対策 基本法第 15 条第 5 項に掲げ る者)	1号(指定地方行政機関の長又はその指名する職員)	16名	
	2号(陸上自衛隊の方面総監又はその指名する機関の長)	1名	
	3号(教育委員会の教育長)	1名	
	4号(警察本部長)	1名	
	計	19名	
条例で定数を定める委員	区分	改正前	改正後
	5号(知事部局内の職員から知事が指名する者)	10名	2名
	6号(市町村長及び消防機関の長から知事が任命する者)	4名	4名
	7号(指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから知事が任命する者)	20名	20名
	8号(自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者)	—	19名
計		34名	45名
合計		54名	65名

(定数)  
60名

### 〔根拠法〕

#### ■災害対策基本法(抄)

(都道府県防災会議の設置及び所掌事務)

##### 第十四条 都道府県に、都道府県防災会議を置く。

- 2 都道府県防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - 一 都道府県地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
  - 二 都道府県知事の諮問に応じて当該都道府県の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
  - 三 前号に規定する重要事項に関し、都道府県知事に意見を述べること。
  - 四 当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に關し、当該都道府県並びに關係指定地方行政機関、關係市町村、關係指定公共機関及び關係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。
  - 五 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(都道府県防災会議の組織)

##### 第十五条 都道府県防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、当該都道府県の知事をもつて充てる。
- 3～4 略
- 5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
  - 一 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員
  - 二 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長
  - 三 当該都道府県の教育委員会の教育長
  - 四 警視総監又は当該都道府県の道府県警察本部長
  - 五 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者
  - 六 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者
  - 七 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者
  - 八 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから当該都道府県の知事が任命する者
- 6～7 略
- 8 前各項に定めるもののほか、都道府県防災会議の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める基準に従い、当該都道府県の条例で定める。

## ■鳥取県防災会議条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第15条第8項の規定に基づき、鳥取県防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員の数)

第2条 法第15条第5項第5号から第8号までに掲げる委員の数は、60人以内とする。

(委員の任期)

第3条 法第15条第5項第6号から第8号までに掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(幹事)

第4条 防災会議に、幹事を置き、その数は、60人以内とする。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第6条 この条例に定めるものほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

# 中国電力株式会社及び人形崎環境技術センターの原子力事業者防災業務計画の協議結果について

平成25年3月21日

危機対策・情報課

原子力災害対策特別措置法第7条第2項の規定に基づき、独立行政法人日本原子力研究開発機構人形崎環境技術センター及び中国電力株式会社から提出された原子力事業者防災業務計画については、1月より協議を重ねてきました。

島根原子力発電所については、鳥取県が原子力災害対策特別措置法の改正等により、関係周辺県に位置付けられたことにより初めて協議を受けました。

この結果、両事業者の原子力事業者防災業務計画について、県地域防災計画との整合性について確認したところ、抵触する部分はありませんでした。また、鳥取県米子市、境港市、三朝町からの意見等についても反映されていることを確認しました。

このため、3月18日、中国電力および人形崎環境技術センターの原子力事業者防災業務計画の修正協議については、鳥取県として意見はない旨回答しました。

区分	中国電力	人形崎環境技術センター
今回の主な修正項目	<ul style="list-style-type: none"><li>① モニタリングポストにより測定した放射線量及び推定結果を鳥取県、米子市、境港市に報告することを記載</li><li>② 鳥取県、米子市、境港市に定められたモニタリング要員の派遣及び防災資機材の提供等をすることを記載</li><li>③ 鳥取県、米子市、境港市から要請があった場合、その他防災上必要な要員の派遣及び防災資機材の提供について、適切に対応することを記載</li><li>④ 鳥取県が原災法の施行に必要な限度において、立入検査および業務に関する報告をすることを記載</li><li>⑤ 各種報告先等の記述に鳥取県知事、原子力規制委員会原子力規制庁等を記載</li><li>⑥ 緊急時対策所 発電所の緊急時対策所が地震等により使用できなくなった場合の代替指揮所について記載</li><li>⑦ 原子力施設事態即応センター 国の関係者の含め、原子力災害対策の統括管理を支援するための施設を本社（広島市）内に設置することを記載</li><li>⑧ 統合原子力防災ネットワークシステムへの接続 ・緊急時における情報連絡を確保するため、国が整備するネットワークへの中国電力テレビ会議システム等の接続に関して記載</li><li>⑨ 原子力事業所災害対策支援拠点 原子力災害対策の実施を支援するための発電所周辺の拠点について記載</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>① 組織名称や連絡先等の見直し ・経済産業省原子力安全・保安院 ⇒原子力規制委員会原子力規制庁 ・文部科学大臣、経済産業省大臣 ⇒内閣総理大臣、原子力規制委員会等</li><li>② 原子力防災訓練の実施 ・シビアアクシデントを想定した防災訓練を実施し、実施結果を原子力規制委員会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならないことから、新たに訓練結果の報告等に係る項目と報告様式を追記</li><li>③ 応急対策における原子力防災要員等の見直し ・特定事象応急対策及び原子力緊急事態応急対策における原子力防災要員の派遣先に原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）等を追加するとともに、派遣人数、貸与する資機材等を見直し</li></ul>

	<p>⑩ 原子力緊急事態支援組織 遠隔操作が可能な装置等を所有する原子力緊急事態支援組織との連携について記載</p> <p>⑪ 原子力防災訓練の実施 総合訓練、シビアアクシデントを想定した訓練の実施、国への結果報告及び要旨公表について記載等</p>	
地域防災計画との整合	安全協定を含む全ての面で整合性が取れている事を確認しました。	全て整合性が取れている事を確認しました。
米子市、境港市、三朝町等の意見反映結果	反映するべき意見はありませんでした。	全ての意見が反映されました。
その他法令に基づく記載項目の確認	<p>法令に基づく記載項目に漏れの無いことを確認しました。</p> <p>詳細事項については社内規定にある事を確認しました。</p>	法令に基づく記載項目に漏れの無いことを確認しました。
備考	<p>1月16日以降、事務ベースで協議を行い、3月11日付で本県、米子市及び境港市並びに島根県及び松江市の修正意見を反映した「防災業務計画修正案」に係る追加の修正案が提出された。</p>	<p>1月11日以降、事務ベースで協議を行い、3月5日付で本県、三朝町、岡山県、鏡野町の修正意見を反映した「防災業務計画案」に係る追加の修正案が提出された。</p> <p>(参考事項) 現在、国は実用発電用原子炉を優先的に検討しており、人形峠環境技術センターに関係するE.P.Z.については、まだ検討されていない。このため、今回は、連絡先等の時点修正が主な修正内容となっている。</p>

#### (参考事項)

##### 1 防災業務計画

原災法第7条に基づき原子力事業者が作成するもので、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策、原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生や拡大を予防し、原子力災害の復旧を図るために必要な業務について定めるものです。

##### 2 協議を受ける根拠

- ア 原災法の改正で鳥取県が島根原子力発電所に係る関係周辺県に位置付けられたことから、原災法第7条の規定に基づき、中国電力から防災業務計画の協議を受けるものです。
- イ 原災法施行令附則第2条の規定により、中国電力は平成25年3月18日までに原災法の改正に対応した防災業務計画の修正を行わなければならないこととなっているほか、同施行令第2条の規定により、防災業務計画を修正する日の60日前までに鳥取県に協議しなければならないこととされています。

## 原子力防災に関する普及啓発の取組について

平成25年3月21日  
危機対策・情報課

### 1 平成24年度原子力関連施設見学会の開催

県民の方に、原子力発電についての正しい知識と、安全対策の実施状況等を知っていただくため、鳥取県で初めて島根原子力発電所等の原子力関連施設の見学会を開催しました。直接発電所を見たり、鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）の説明を聞いていただくことなどにより、県の原子力防災に関する普及啓発を図るため、今後も開催していく予定です。

（注）核物質防護（テロ対策等）上、外国人の方の発電所の見学は困難となっています。

（1）日時 平成25年3月21日（木）午前10時30分から午後3時15分まで

（2）見学先及び見学内容

ア) 島根原子力発電所（松江市鹿島町片向）

- ・概要説明
- ・運転訓練シミュレータ見学
- ・原子力発電所構内の見学（バス車窓から）

イ) 島根県原子力防災センター（松江市内中原町）

- ・原子力防災の概要説明（鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）等）
- ・放射線の基礎知識の説明
- ・施設見学

（3）応募者 38名

（4）広報の実施状況

県ホームページ（とりネット）、県政情報番組（とりリンク）、県政だより、米子市報・境港市報（いずれも3月号）に掲載。

※平成25年度は見学会を3回開催予定

### 2 原子力防災講演会の開催

県民の方に、放射線とはどのようなものなのか、また、放射線が体に与える影響など放射線に関する知識を深めていただくことを目的として、広く県民の方を対象に講演会を開催しました。万が一事故が発生した場合の防護措置等を知ってもらうことを目的に今後も開催していきます。

また、講演会の開催に先立ち、現在、策定中の鳥取県広域住民避難計画の概要説明を行いました。

（1）日時 平成25年2月17日（日）午前10時から12時まで

（2）場所 米子市福祉保健総合センターふれあいの里（大会議室）

（3）主催：鳥取県 共催：米子市、境港市

（4）次第等

ア 鳥取県広域住民避難計画（素案）について

イ 講演 テーマ：放射線の基礎知識、放射線からの防護対策

講 師：独立行政法人放射線医学総合研究所 主任研究員 勝部孝則

(5) 参加者数 約200名

(6) 出席者からの主な意見

- ・講演を聞き、放射能のことを理解することができた。少し安心した。
- ・避難決定した場合の広報手段を事前に知らせて欲しい。
- ・今回のような講演会をいろいろな地区で実施することで、住民に当事者意識、危機意識を醸成して欲しい。
- ・講演会を継続的に実施して欲しい。
- ・避難すべき方向を判断するため、SPEEDI の画像、風向・風力の情報をインターネットで流して欲しい。
- ・屋外にいるより、屋内退避を行う方がよいことが分かった。
- ・町内会に配布できる資料を作成して欲しい。
- ・通信弱者である老人に対する避難情報等の提供方法について検討して欲しい。
- ・風向による影響を考えた場合、本当に 30km 圏内でよいのか疑問である。
- ・風向きによって避難先を数カ所確保する必要があるのではないか。
- ・避難先は、県内の場合と岡山方面への両方の準備が必要だと思う。
- ・原子力災害は、地震・津波等の二次的に発生するので、これらの影響を考えた訓練が必要。
- ・避難は現実的ではない。原子力発電所を止めるように努力すべき。

# 島根原子力発電所における燃料集合体ウォータ・ロッド曲がりに係る調査結果について

平成 25 年 3 月 21 日  
危機対策・情報課

平成 25 年 2 月 8 日、中国電力株式会社より、平成 24 年 11 月 28 日に原子力規制委員会からの指示「東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所 5 号機の燃料集合体ウォータ・ロッドの曲がりについて」に基づき、島根原子力発電所の原子炉装荷中および燃料プール貯蔵中の燃料集合体の点検を実施し、次のとおり全て異常なしの最終報告を、原子力規制委員会に行ったとの連絡がありました。

⇒ 島根原子力発電所では、次のとおりいずれにも異常がないことを確認。

- ・ 1 号機の外観点検対象（サンプリング調査）した燃料集合体 23 体全て異常なし。
- ・ 2 号機の外観点検対象（サンプリング調査）した燃料集合体 16 体全て異常なし。
- ・ 3 号機については、点検対象となる燃料集合体はなし。
- ・ 次サイクルで装荷予定の燃料集合体（1 号機 8 体、2 号機 4 体）について全て異常なし。

※ 常任委員会（1 月 21 日、2 月 25 日）で、中国電力が行った中間報告・最終報告について報告済み

## 1. 背景

平成 24 年 10 月 16 日、東京電力柏崎刈羽原子力発電所 5 号機で燃料集合体チャンネルボックスの点検を行っていたところ、燃料集合体 2 体でウォータ・ロッドの曲がりを確認した。このため、ファイバースコープを用いて当該燃料集合体 2 体について詳細点検を行ったところ、一部の燃料棒が接触していることが確認された。

燃料集合体に過大な荷重を加えたことによるウォータ・ロッドの変形により、燃料棒同士が接触したもので、燃料棒から放射性物質の漏えいはないものの、炉心の形状が異常な状態で原子炉内に装荷されていたと考えられることから、深層防護の劣化が認められると判断し、原子力規制委員会は I N E S レベル 1 の「逸脱」と暫定評価。

### 【参考】 I N E S (国際原子力・放射線事象評価尺度)

原発等のトラブル等について、それが安全上どの程度のものかを表す指標。3 つの基準（基準 1：人と環境、基準 2：施設における放射線バリアと管理、基準 3：深層防護）に基づいて行われ、最も高いレベルがそのトラブル等の評価レベルとなる。評価レベルは、レベル 0（安全上重要ではない事象）からレベル 7（深刻な事故）まで。

## 2. 原子力規制委員会の本事案に対する認識（重大な関心）

（原子力規制委員会第 8 回会議（平成 24 年 10 月 31 日）議事録（抜粋））

- ・ 最終的にこういう燃料が入る炉の安全解析をするときの想定の前提が崩れるわけで、これは非常に重要なことだと思う。
- ・ 厳格な原因の究明と対策の実施が必要

## 3. 今後の対応

原子力規制委員会

- ・ 各電力事業者から提出された今回の調査結果を踏まえ、今後原因の究明と対策を行う。

## 4. 事象発生の経緯

- ・ 平成 10 年 放射線によって変形したチャンネルボックスを再利用するため自重で落下させ慣性力でのチャンネルボックスの装着により燃料集合体のサスペンサーが変形する事案が発生。  
⇒ 水中カメラを使用し確認しながら力を少しづつ装着する方法に改善
- ・ 平成 12 年 平成 7 年からチャンネルボックスの取り付け方に問題のある燃料を使用  
⇒ 当時燃料の変形には気がつかず。
- ・ 平成 24 年 10 月 16 日 燃料集合体 2 体でウォータ・ロッドの変形が確認された
- ・ 平成 24 年 10 月 19 日 原子力規制庁から東京電力に指示
- ・ 平成 24 年 10 月 26 日 中間報告第 1 回（東京電力）
- ・ 平成 24 年 11 月 6 日 中間報告第 2 回（東京電力）
- ・ 平成 24 年 11 月 28 日 原子力規制庁が各電力事業者に調査指示を発出
- ・ 平成 25 年 1 月 7 日 中国電力（島根原子力発電所）が原子力規制庁に中間報告を提出
- ・ 平成 25 年 2 月 8 日 中国電力（島根原子力発電所）が原子力規制庁に最終報告を提出



# 報道資料

平成25年2月8日  
中国電力株式会社

## 島根原子力発電所における燃料集合体ウォータ・ロッド曲がりに係る 調査結果の報告について

当社は、原子力規制委員会からの指示※1「東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所第5号機の燃料集合体ウォータ・ロッド※2の曲がりについて」（平成24年11月28日付）に基づき、島根原子力発電所の原子炉装荷中および燃料プール貯蔵中の燃料集合体について点検を実施しており、平成25年1月7日、国に中間報告※3を行っています。（同日お知らせ済）

このたび、残りの1号機21体の燃料集合体の点検が終了し、点検対象である1号機の23体および2号機の16体のいずれにもウォータ・ロッドの曲がり等の異常がないことを確認しましたので、本日、国に報告しました。

なお、3号機については、点検の対象となる燃料集合体はありません。

以上

### ※1 原子力規制委員会からの指示（概要）

原子力規制委員会は、東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所第5号機で確認されたウォータ・ロッドの曲がり事象に伴い、沸騰水型原子炉を所有する原子力事業者に対して、以下のとおり対応することを求めている。

1. 原子力発電所の燃料集合体について以下の事項を確認の上、平成25年1月7日までに報告すること。
  - ① 燃料集合体の取り替え回及び製造メーカー
  - ② チャンネルボックス※4の新品・再使用品等の区分とその数
  - ③ 燃料集合体へのチャンネルボックスの取り付け方法
  - ④ 再使用チャンネルボックスを装着した燃料集合体及び点検等によりチャンネルボックスを脱着した履歴のある燃料集合体の数及び所在場所
2. 再使用チャンネルボックスを装着した燃料集合体及びチャンネルボックスの脱着履歴のある燃料集合体の異常の有無等について、統計上十分なサンプル点検を実施し、その結果についても平成25年1月7日までに報告すること。
3. 原子炉内に装荷している燃料集合体又は今後原子炉に装荷を予定している燃料集合体のうち、再使用チャンネルボックスを装着した燃料集合体又はチャンネルボックスの脱着履歴のある燃料集合体について、当該燃料集合体を装荷した原子炉を起動する前に点検を実施し、その結果について速やかに報告すること。
4. 2. 3. のそれぞれの点検において、燃料集合体の異常が確認された場合、その状況把握及び原因究明を行い、その結果について速やかに報告すること。

### ※2 ウォータ・ロッド

燃料集合体の中央部に燃料棒と並行して設けられている中空の管であり、内部に水を通すことにより燃料集合体内の出力分布の平坦化を図るもの。

### ※3 中間報告の概要

当社は、1号機の点検対象である23体のうち2体、および2号機の点検対象16体全ての燃料集合体について点検を行い、ウォータ・ロッドの曲がり等の異常がないことを確認した。

### ※4 チャンネルボックス

燃料集合体に取り付ける四角い筒状の金属製の覆いであり、燃料集合体内の冷却材流路を確保するとともに制御棒が移動する際のガイド機能を有するもの。

### <添付資料>

- ・島根原子力発電所における燃料集合体ウォータ・ロッド曲がりに係る調査結果（概要）

島根原子力発電所における燃料集合体ウォータ・ロッド曲がりに係る調査結果  
(概要)

1. 調査対象

島根原子力発電所1, 2号機の原子炉装荷中および燃料プール貯蔵中の燃料集合体のうち、再使用チャンネルボックス（以下「C／B」という）を装着した燃料集合体およびC／Bの脱着履歴のある燃料集合体からサンプル抽出を行い、水中カメラを用いて、外観点検を実施した。

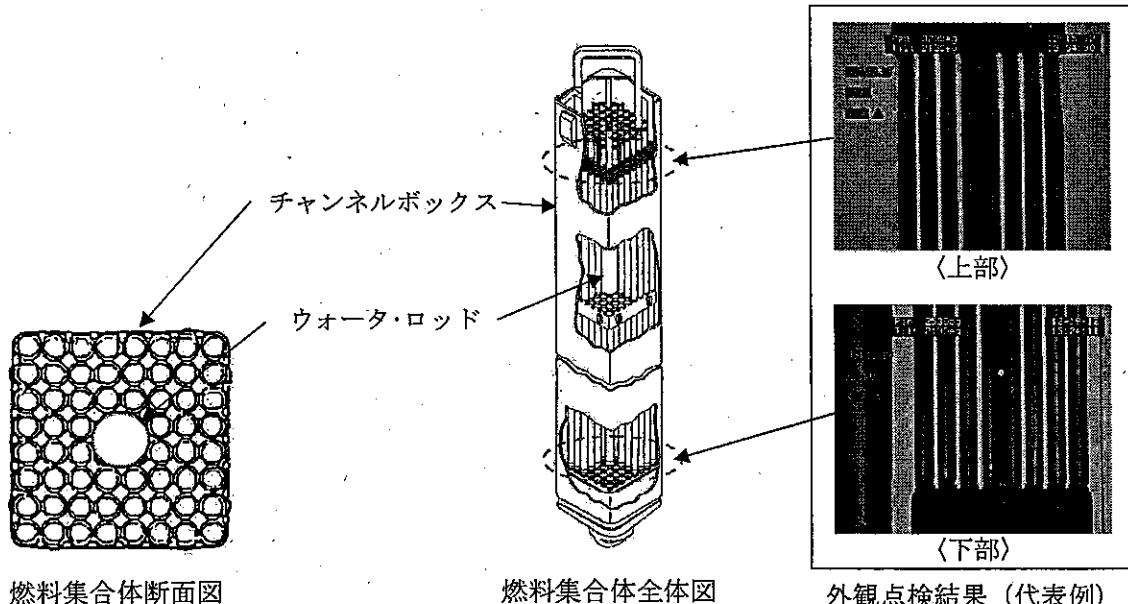
なお、3号機については、点検の対象となる燃料集合体はない。

	島根1号機	島根2号機	島根3号機
島根原子力発電所に貯蔵中の燃料集合体 (原子炉および燃料プール)	798体	2,648体	872体
再使用C／Bを装着した燃料集合体	0体	75体	0体
C／Bを脱着した履歴のある燃料集合体	63体	82体	0体
外観点検実施対象燃料集合体	23体	16体	0体

2. 調査結果

点検対象である1号機23体、および2号機16体全ての燃料集合体について外観点検を行い、ウォータ・ロッドの曲がり等の異常がないことを確認した。

【参考：燃料集合体概要図（高燃焼度8×8燃料）および外観点検結果（代表例）】



以 上

島根原子力発電所 2号機  
蒸気タービン動翼取り付け部点検工事におけるひびの調査結果について

平成25年3月21日  
危機対策・情報課

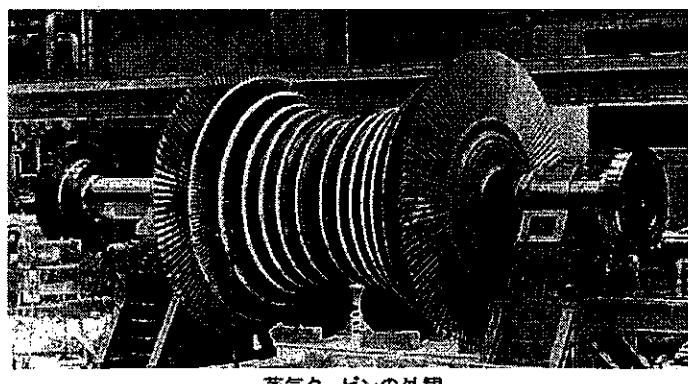
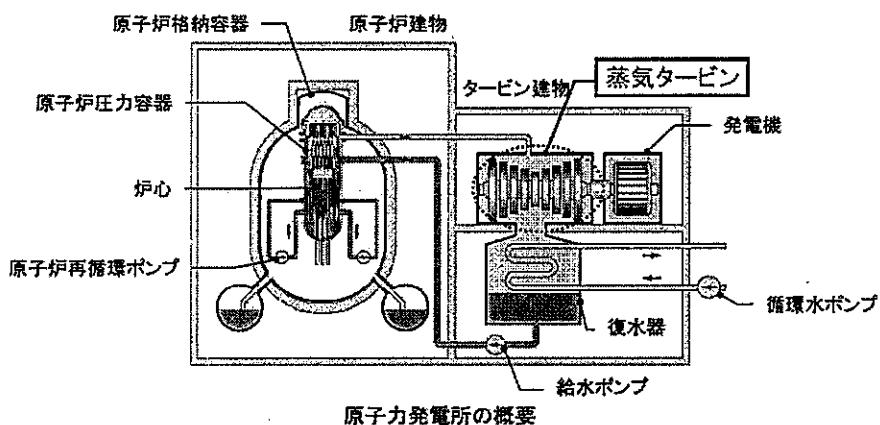
3月14日、中国電力より、以下のとおり報告がありました。

他の原子力発電所において、低圧タービン動翼取付部にひびが発見されたため、中国電力は、定期検査中の島根原子力発電所2号機で、平成24年10月30日から自主的に検査したところ、3つある低圧タービンすべてで、ひびを147箇所確認した。

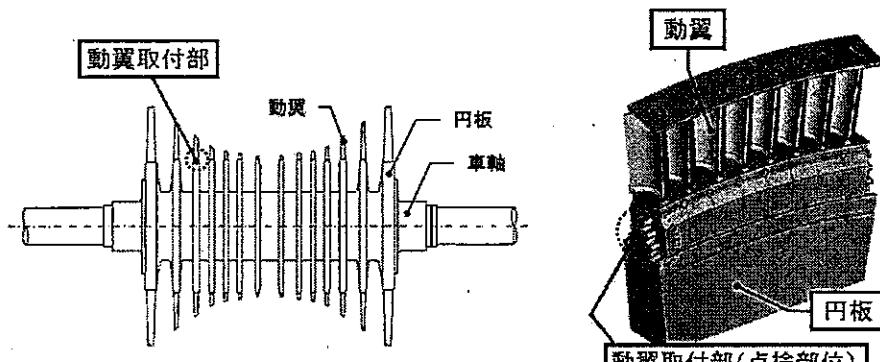
- 〔  
・ 蒸気エネルギーを受ける羽を取り付ける車軸部分  
・ 長さ1~48mm、深さ1.39~9.12mm  
・ 発生原因は、応力腐食割れによるものと推定されている  
〕

確認されたひびはすべて切削除去され、安全性に影響がないことが確認されている。  
今後は、動翼の取り付けと蒸気タービンの組み立てが行われる予定。

蒸気タービン動翼取り付け部（中国電力提供資料）



蒸気タービンの外観



蒸気タービンの構造

動翼取付部のイメージ